

令和6年度 上杉小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

1 いじめ防止についての基本的な考え方＊「いじめ類似行為」についても同様の扱いとする。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはいない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育む学校づくりを行う。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学校訪問カウンセラーやJ A S T（上越安心サポートチーム：上越市教育委員会）等と連携する。

＊ ＊ いじめ防止対策組織の役割 ＊ ＊

ア 本校における「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・毎月実施のアンケートや学校評価アンケート等で防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。（卒業後、3年間保管）

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎月のふり返しアンケートや学校評価アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策などの検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、随時、いじめ防止の取組状況や評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。できるだけ早く、いじめを受けたとされる児童の保護者に、いじめの様態等を説明し、見守りや支援を依頼する等連携を図る。また、いじめを行ったとされる児童についても同様の対応をする。
- ・事案については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対処プランを策定し、対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、地域の関係機関（学校運営協議会、民生児童委員等）と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（事案発生後、3か月以上の見守り期間）

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットい

じめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア アンケートに基づく教育相談を定期的に実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 電話相談等の外部機関を紹介し、児童がいじめに関する相談のできる選択肢を増やす。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 事実把握後、即時にいじめの様態について全教職員の共通理解、保護者への説明と見守り、支援依頼を行う。
- オ スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを傍観しない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局、大学関係者等とも連携し、講話会を開くなどして進める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに上越市教育委員会に報告し、「重大事態対応の流れ」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて、**スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等**適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、学校運営協議会で報告する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7月・12月）し、いじめ防止・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者へも配付し、W e b ページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 毎週木曜の放課後の職員終礼で、生活指導に関する情報交換の場をもち、各学級の生徒指導上の情報やいじめに関する情報の共有を図る。

重大事態発生時の対応の流れ

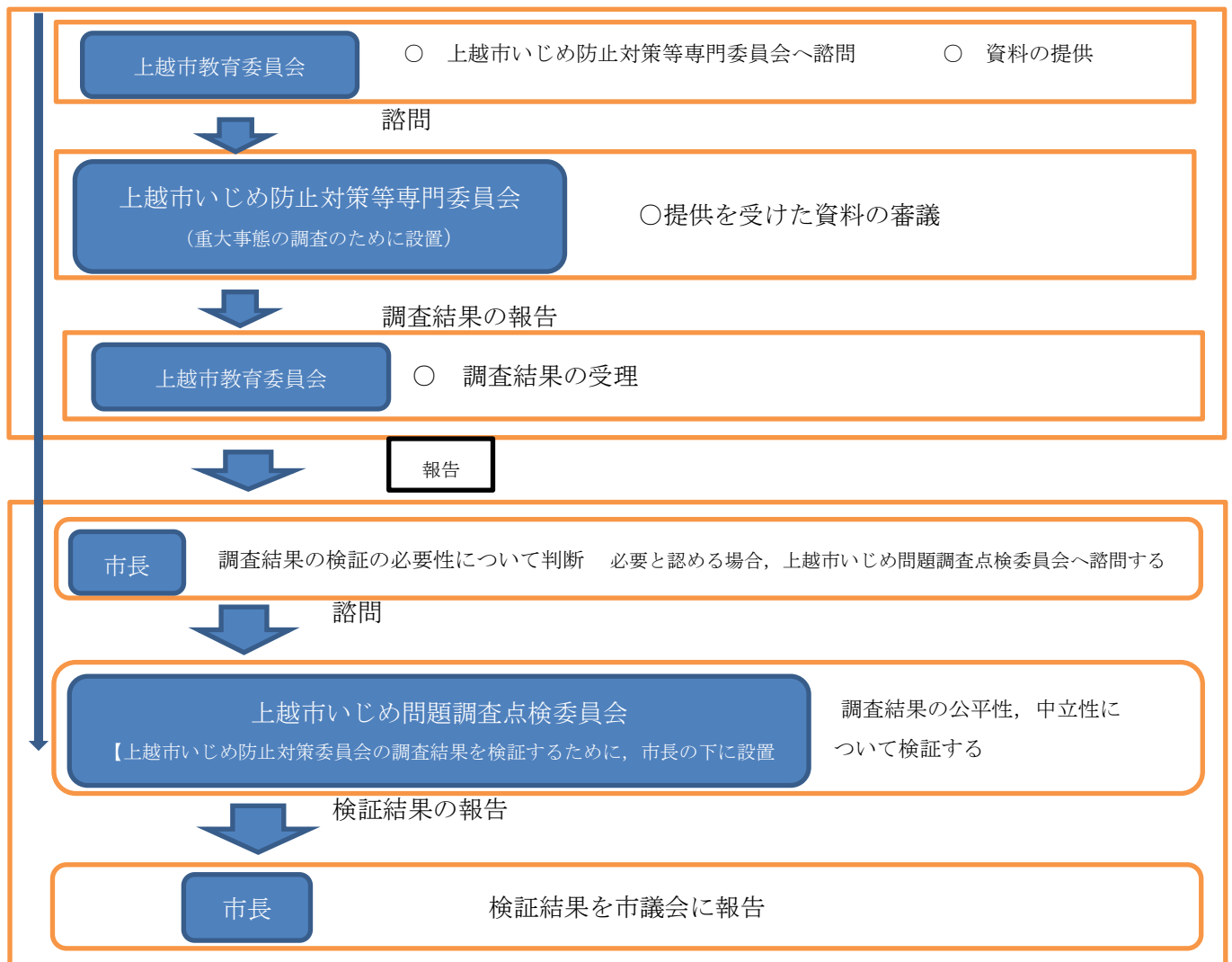
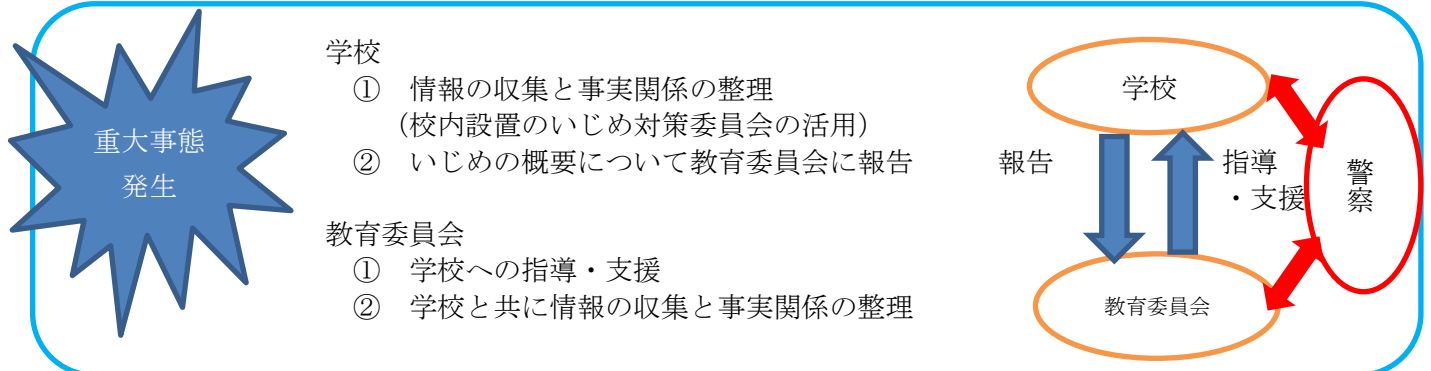
想定される重大事態

児童がいじめを受けたことにより、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、この状況等を十分把握した上で判断する。)

などの状況となったこと

* (㊤) 最悪を想定して (㊦) 慎重に (㊧) 速やかに (㊨) 誠実に (㊩) 組織的に対応する。



＜取組の年間計画＞

月 生活目標	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
通年 ☆思いやりの心の醸成 ☆社会性の育成	P ↓ D	○全校集会の実施 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の実践	○子どもの様子についての情報交換会（毎週木曜日） ○健康観察の実施 ○学校訪問カウンセラーによる相談	○あいさつ運動の実施（学期に1～2回）
4月 学校生活のルールを身につけよう	↓ C	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○職員研修① ○OHP掲載	○子どもを語る会（支援を要する児童の共通理解） ○いじめ相談窓口の児童や保護者への周知 ○発育測定 ○ふり返りアンケート教育相談（随時）	○学習参観 ○PTA総会、学級懇談会での「いじめ防止基本方針」の説明
5月 協力してやりとげよう	↓ A	○学校訪問カウンセラーとの連携	○ふり返りアンケート教育相談（随時） ○子どもを語る会	○スポーツフェスティバル ○学校運営協議会
6・7月 安全に楽しくすごそう	P ↓	○情報モラル指導（ネットトラブル）	○ふり返りアンケート教育相談（全員） ○子どもを語る会（教育相談を受けて） ○1学期児童評価アンケート	○学習参観 ○学校保健委員会 ○保護者への学校評価アンケート ○個別懇談会
8・9・10月 相手やまわりのことを考えて行動しよう	D ↓		○発育測定 ○ふり返りアンケート教育相談（随時） ○子どもを語る会	○全校遠足 ○文化祭 ○校内マラソン記録会 ○学校運営協議会
11月・12月 誰とでも仲良くしよう	C ↓	○人権教育、同和教育授業公開 ○いじめ見逃しゼロスクール（6年）	○ふり返りアンケート教育相談（全員） ○子どもを語る会（教育相談を受けて） ○2学期児童評価アンケート	○保護者への学校評価アンケート ○学習参観（同和教育、人権教育） ○学級懇談会
1・2月 進んで行動しよう	A ↓ P	○保健指導（命の大切さ）	○発育測定 ○ふり返りアンケート教育相談（随時） ○子どもを語る会	○学習参観 ○学級懇談会
3月 感謝の気持ちを伝えよう	へ	○6年生を送る会	○1年間のふり返りカード ○子どもを語る会（来年度に向けて）	○学校運営協議会 ○卒業式

いじめの定義（いじめ防止基本法第2条）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめ類似行為の定義（県条例第2条第2項）

「いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう」

保護者の責務

- ①子の教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。さらに、基本的生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。
- ②その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に児童を保護する。学校でいじめがあった場合には、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- ③いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、児童がいじめを行うことのないよう、他者への思いやりや規範意識を養うための教育に努める。
- ④自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自信が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談し、連携して早期解決を図る。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

- ・教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談し、連携して対応する。
（暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊、強要、脅迫、名誉棄損、侮辱 等）